



令和4年6月10日
航空局航空事業課

航空運送事業基盤強化方針の一部改正について

令和4年度においても、引き続き航空会社を支援していくための「航空運送事業基盤強化方針の一部を改正する告示」が本日、公布されましたので、お知らせいたします。

航空業界においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響の長期化により、引き続き、甚大な影響が生じているところです。

第208回国会(常会)において、「航空法等の一部を改正する法律」が成立したことを受け、同法による改正内容及び策定時からの情勢の推移を踏まえ、「航空運送事業基盤強化方針」の一部を変更することとしましたので、お知らせいたします。

内容については、別紙をご参照ください。

【添付資料】

- ・概要
- ・案文(新旧対照条文)
- ・改正後本文

<お問い合わせ先>

航空局 航空ネットワーク部 航空事業課 山道、清水

電話 03-5253-8111(内線 48512、48515)

03-5253-8706(直通)